

【 検 査 】

609 慢性腎不全に対する副甲状腺ホルモン（PTH）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

慢性腎不全に対するD008「29」副甲状腺ホルモン（PTH）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

副甲状腺ホルモン（PTH）は、副甲状腺機能を評価することが目的である。副甲状腺機能亢進症等は、慢性腎不全の合併症の一つではあるが、慢性腎不全の傷病名の記載のみにより適応疾患であると判断することは適切ではない。

以上のことから、慢性腎不全に対するD008「29」副甲状腺ホルモン（PTH）の算定は、原則として認められないと判断した。